

2000 年女性国際戦犯法廷憲章（案）

（Women's Caucus for Gender Justice（案）に基づく VAWW-NET Japan の修正案）

前文（未定）

第二次大戦の教訓にもかかわらず、今日の世界は、国境を越える戦いや同じ国内での戦いに満ちています。

50 年後の今も、第二次大戦の多くの被害者、生存者、特に性暴力犯罪の女性被害者が、正義を手にならずにいます。

既存の裁判制度は、国内のものも国際的なものも、女性に対して行われた犯罪の加害者の責任を問うことも、被害者に補償を提供することもできずにきました。

国際社会を構成する私たち一人ひとは、公的な立場にない者も責任があります。それは、私たちの政府や軍隊や同僚が、世界的に受け入れられた普遍的な国際人権のルールにのっとって行動しているかどうか、彼らが自分の行為について責任を問われるべきかどうか、判断する道徳的責任です。

この責任を果たすために、加害国（日本）の複数の組織、女性たちが被害を受けた諸国（韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、北朝鮮）の組織、そして著名な専門家や人権運動家で構成される国際諮問委員会は、ここに女性国際戦犯法廷（以下「法廷」）を設置します。（もしこの文書を「協定」とするのであれば、合意を交わす各主体をはっきりさせる必要あり）この「法廷」が、第二次大戦中に日本帝国軍が設置した「慰安所」で苦しめられた元「慰安婦」たちに正義をもたらすためのものであることをここに宣言します。元「慰安婦」に正義をもたらそうとする全ての努力は、実を結んでいません。しかも、多くの被害女性が、自分に行われた犯罪に責任を持つ者が罪を認めることばや謝罪さえ得られずに亡くなっています。

「法廷」国際実行委員会は、世界が「慰安婦」問題に関わる全ての事実を知るよう望んでいることを、ここに繰り返します。

「法廷」はいかなる国家の権威に基づくものでもなく、従って判決を実行する権力もありますが、判決を広く知らしめる道徳的責任は持っているのです。

第 1 条

女性国際戦犯法廷の設置

「女性国際戦犯法廷」（以下「法廷」）は第二次大戦前・中（1931 年～1945 年）に日本帝国軍が行った性奴隷制その他の女性に対する性暴力犯罪の責任者を裁くために本法廷国際実行委員会によって、2000 年 12 月××日から××日まで東京で開廷されます。

第 2 条

「法廷」は何を裁くか

「法廷」は、国際人道法に反する女性の人権の重大な侵害を裁きます。それは戦争もしくは武力紛争下における強かん、性奴隷制、強制売春その他の性暴力を含み、戦争犯罪、人道に反する罪、ジェノサイドの罪にあたるもののことです。

第 3 条

「法廷」は誰を裁くか

「法廷」はこの憲章に基づき、自然人（試写を含む）、法人および国家を裁きます。国家元首であるか、政府または軍の長であるか、責任をもつ公務員であるかを問わず、被告人の公的地位により、その被告人の刑事上の責任は免除されず、刑罰は軽減されません。

第 4 条

個人の刑事責任

1. この憲章の第 2 条が述べる犯罪のいずれかを計画し、扇動し、命令し、実行し、または、その計画、準備、実行を幫助または教唆したものは個人としてその責任を問われます。
2. 第 2 条の犯罪に関する証拠を隠滅した者は、個人としてその責任を問われます。
3. 公的な地位にあった者は、刑事責任を免除されず、刑は軽減されません。上官や上司は以下の場合に、部下の犯した犯罪について刑事責任があります。
その上官や上司が、部下がそのような行為を行おうとしていること、または行ったことを知っていたか、知るべき事情があり、しかもその上官や上司が防止のため、または、加害者処罰のための必要で適切な処置をとらなかった場合。

4. 犯罪が上司または政府の命令にしたがって行われたものであっても、被告人には刑事責任があります。

第 5 条 国家責任

1. 国家が国際社会の基本的利益のために不可欠な国際的義務に違反し、国際社会全体によって犯罪と認められる違法行為を犯した場合は、国際犯罪を構成します。自国の軍隊がこうした犯罪を犯した場合、国家はその国際犯罪の責任を問われます。
2. 国家はさらに次の場合の責任も問われます。
 - a. 上記の犯罪に関する事実を隠したり、歪めたり、真相究明を怠った場合、
 - b. そうした犯罪に責任ある者を訴追・処罰しなかった場合、
 - c. 被害者に賠償を行わなかった場合、
 - d. 再発防止のための措置をとらなかった場合。
3. 「法廷」は、第 2 条に述べる犯罪の責任者を免責し、被害者への救済措置を妨げた日本以外の諸国家の責任を問います。

第 6 条 裁判の地域的・時間的管轄

1. 「法廷」の地域的管轄は、日本よって植民地とされ、または占領され、住民が被害を受けたあらゆる国や地域とします。
2. 「法廷」の時間的管轄は、1931 年から、その犯罪の影響が認められる限り、現在にまで及ぶものとします。

第 7 条 時効の不適用

「法廷」が管轄する犯罪には、時効は適用されません。

第 8 条 「法廷」の構成

1. 「法廷」は、人権の分野で国際的に信頼のある学者や活動家で構成し、この人たちが裁判官、検察官など「法廷」の担当官をつとめるものとします。
2. 国際実行委員会は、以下を考慮して担当官を任命します。
 - a. 過半数を女性とする。
 - b. 公平な地域配分
 - c. 女性の人権の政策提言、援護や推進に対する貢献
 - d. 国際刑法、国際人道法、人権法についての専門的知識と経験
 - e. ジェンダー・性暴力の犯罪を扱った経験

第 9 条 審議

1. 「法廷」の担当官は、犯罪の証拠調べに責任を持ち、この憲章に基づく犯罪に責任ある者に対する審議を開始します。
2. 審議の開始は、個人、生存者、NGO など関心ある情報源から寄せられた情報に基づいて行います。
3. 証拠調べは、ジェンダーや文化の諸問題、また被害者が直面するトラウマの問題に十分な配慮を払いつつ行います。

第 10 条 書記局

国際実行委員会は書記局を設置します。書記局は「法廷」の事務と運営に責任を持ちます。

第 11 条 証拠

- 「法廷」は証拠として以下のものを受理します。
- a. 書証：公文書、宣誓供述書、署名ある陳述書、日記、手紙やメモその他の文書資料、鑑定書、写真などの映像視覚資料
 - b. 人証：被害者、証人の文書または口頭による証言、専門家による鑑定証言

c. 物証：関連するその他の物証

第 12 条

審議の開始と進行

1. 「法廷」は事前に、各事例や証拠の詳細な調査を始めます。
2. 「法廷」の審議は公開で行います。
3. 「法廷」の使用言語は英語とし、必要に応じて他の言語に翻訳・通訳します。

第 13 条

被告人関する

第 14 条

被害者と証人の参加と保護

1. 「法廷」は、被害者、証人など、証言を行うことで危険にさらされるあらゆる人を保護します。保護の手段には、映像のみによる証言など、必要ある限り、被害者の身元を匿す保護手段が含まれますが、これに限定されるものではありません。
2. 「法廷」は、取り扱う犯罪の本質を考慮し、性暴力の被害者、証人の安全、身体的心理的な福利、尊厳やプライバシーを保護するために、判決後も含めて必要な手段を取ります。

第 15 条

判決

1. 「法廷」は、憲章第 2 条が述べる犯罪のいずれかについて有罪と認めた者に対して、判決を言い渡します。
2. 判決は、「法廷」裁判官の多数決によって決定され、「法廷」で言い渡されます。判決には意見とその根拠が付けられます。これには被害者に対する補償に関する勧告なども含まれます。
3. 本「法廷」は有罪と認めた個人および国家に対し、被害者に対する賠償を命ずることができます。賠償には、原状回復、損害補償、リハビリテーションを含みます。さらに、国家には懲罰的賠償を命ずることができます。
4. 判決は、被告本人もしくは代理人、日本政府、関係各国政府、国際連合人権高等弁務官などをはじめとする国際機関に送付し、さらに広く世界に公表して、後世の歴史に記録として残します。